住宅用火災警報器 設置期限は今月末です

皆さんとご家族の大切な命を火災から守る住宅用火災警報器。全ての住宅に設置が義務付けられ、その設置期限がいよいよ今月末となりました。そこで、警報器の効果や設置場所などについてお知らせします。

市内の警報器普及率

小樽市内における住宅用火災警報器普及率は、55・5％（昨年12月時点の推計値）。半数近くの住宅が、未設置の状況となっています。

普及率が伸び悩んでいる理由には、警報器の購入や設置作業を負担と感じる方が少なくないことが考えられます。特に、複数の寝室やそこにつながる階段室がある場合には、費用や作業の負担感が大きいためです。

警報器が住宅火災を防ぐ

平成20年から22年の3年間に、市内で発生した住宅火災は65件ありました。そのうち、警報器が作動したことで初期消火を行い、ぼやで済んだものは3件。残りの62件のうち15件については、警報器が設置されていれば被害を軽減できたと考えられるものでした。

また、警報器の作動により、火災発生に至らなかった事例は2件ありました。ガスコンロを点火したままその場を離れたり、たばこを吸いながら寝てしまったりしたことで煙が発生し、警報器が作動したものです。

このように、警報器の作動によって迅速な避難や初期消火などを行うことができ、火災の被害を軽減することができるのです。

警報器の設置を

警報器は、市内のホームセンターや電器店などで購入でき、ドライバーで簡単に取り付けられます（詳しくは、右下の囲みを参照）。また、天井への設置作業が困難な方は、業者による設置代行サービスを利用することもできます。一部の警報器販売店で設置作業も行っていますので、料金など詳しくは販売店へお問い合わせください。

なお、すでに自動火災報知設備の感知器が寝室に設置されているマンションなどは、警報器を設置する必要がありませんのでご確認ください。

❈　❈　❈

皆さんとご家族の命を守る住宅用火災警報器。設置期限は5月31日となっていますので、期限内の設置をお願いします。

※悪質な訪問販売にご注意ください。

◆お問い合わせは、消防本部予防課☎㉒9181、FAX㉒9182へどうぞ。

＊警報器の種類と設置方法＊

【警報器の設置場所と種類】

設置場所	種類
・家族の寝室全て ・寝室につながる階段室	煙式
台所 ※設置義務はありませんが、コンロなどの使用による出火が多いことから、できる限り設置してください。	煙式または熱式

●左のＮＳマークが付いたものは、法令規格に適合しています

●ホームセンター、電器店、消防用設備取扱店などで購入できます
●１台3000円程度から（機能により異なる。左の２つは煙式）

【警報器の設置方法】

★準備する物　警報器、ドライバー、踏み台や脚立
※警報器の取扱説明書を必ず確認してください。
※設置後は、試験スイッチなどで正常に作動するか確認しておきましょう。

①本体に電池を接続
付属の専用電池のコネクターを奥まで差し込む。
※コネクターの向きに注意。

②取り付けベースを固定
取り付けベースを付属のねじ（２本）で天井や壁に取り付ける。

③本体を取り付けベースに固定
「カチン」という音がしてロックされるまで回す。